

お知らせ

家計急変世帯に
臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員の収入が住民税非課税相当になった世帯（家計急変世帯）への給付金を支給します。

支給条件 ①③のすべてに該当する方
①令和3年12月10日時点で、日の出町に住民登録されていて、引き続き申請日においても住民登録されていること
②住民税非課税世帯向け臨時特別給付金の対象世帯ではないこと

③市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯ではないこと。

支給額 1世帯あたり10万円

申請方法 申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

申請書類は、町ホームページからダウンロードまたは、役場1階の子育て福祉課地域支援係窓口に配置してあります。

申請期間 9月30日(金)締切
給付金全般の問い合わせ先

内閣府コールセンター

☎0120(526)145

午前9時～午後8時 受付

住民税非課税世帯となる目安 【参考】非課税相当限度額早見表（日の出町：3級地）

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がいない場合	38.0万円	93.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	82.8万円	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円	249.7万円
配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	194.8万円	289.7万円
障がい者・未成年者・寡婦（夫）、ひとり親の場合	135.0万円	204.3万円

子育て福祉課 地域支援係

☎042(588)4112

東京都シルバークラスのお知らせ
4月～9月・新規購入者用



都営交通・都内を走行する民営バス等が利用できる「東京都シルバークラス」を発行します。

対象 都内に住民登録されている満70歳以上の方（寝たきりの方を除く）

有効期間 発行日～9月30日

申込 満70歳になる月の初日から（1日生まれの方は前月1日から可）。西東京

バス五日市営業所でお申し込みください。
費用 課税状況により異なります。

対象者	費用
①4年度住民税「課税」で、③以外の方	10,255円 (4～9月発行分)
②4年度住民税「非課税」の方	1,000円
③令和4年度住民税課税者であるが3年の合計所得金額（※1）が135万円以下（※2）の方	1,000円

※1 長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。

※2 4年度住民税等の賦課決定が行われるまでの期間（4～6月頃）は、令和3年度の書類を代用できます。その場合、令和2年の合計所得金額125万円以下の方が対象者です。

必要書類

全員▼本人確認書類
(保険証または運転免許証など)

対象者②③の方▼次のいずれか1点

ア 令和4年度介護保険料納入（決定）通知書
※所得段階区分欄に「1」「2」「3」「4」

「5」「6」のいずれかの記載があるもの

イ 令和4年度住民税課税／非課税証明書

ウ 生活保護受給証明書（生活扶助）

※介護保険料納入決定通知書の再発行はできません。紛失された場合は、住民税課税／非課税証明書をご用意いただけます。

※ア、イは、令和4年度の住民税などの賦課決定が行われるまでの期間（4～6月頃）は、令和3年度の書類で代用できます。

問 一般社団法人東京バス協会

シルバークラス専用電話

☎03(5308)6950

（土日・祝日を除く午前9時～午後5時）

各種相談事業を実施しています

日の出町では、毎月第2水曜日（祝日の場合は翌週の水曜日）に相談事業を実施しています。

消費生活相談

消費トラブルや悪質商法に関することの相談を受けます。

相談日 毎月第2水曜日

相談時間 午後1時～4時まで

（先着順・1人30分程度）

場所 役場教育センター2階 相談室

相談員 消費生活専門相談員

対象 町内在住・在勤・在学の方

申込 当日、直接お越しください。

問 産業観光課 商工観光係

☎042(588)4101



総合相談

人権擁護委員・行政相談委員・弁護士
の4人が同一部屋で相談を受けます。主
な内容は次のとおりです。

人権擁護委員 2人

児童虐待、家庭内の問題、日常生活で
の差別・嫌がらせ等の問題、日常生活で
の心配ごと、人権に関する事など

行政相談委員 1人

国や地方の仕事に、苦情がある、困つ
ていることがある、こうしてほしい、苦
情を申出たが説明に納得いかない、手続
の仕組みやサービスの制度が判らないな
ど

弁護士 1人

法律相談(金銭貸借、離婚、相続、そ
の他日常の法律問題等)

※現在は、新型コロナウイルスの影響に
より弁護士への相談のみとなっていま
す。

相談時間 午後1時〜4時まで

※1人30分(予約制)原則、時間の指定
はできません。

定員 6人

申込 電話▼相談日の7日前から前日ま
での平日午前9時〜午後4時まで受付
※定員になり次第締切

問 町民課窓口サービス係

☎ 042(588)4108



子育て・教育

特別児童扶養手当および特別障害者手当
等の手当額が改定されます

令和4年度の手当額が左
表のとおり改定されます。



	令和4年度 (月額)	令和3年度 (月額)
特別児童扶養 手当 1級	52,400円	52,500円
特別児童扶養 手当 2級	34,900円	34,970円
障害児 福祉手当	14,850円	14,880円
特別 障害者手当	27,300円	27,350円
経過的 福祉手当	14,850円	14,880円

問 子育て福祉課 地域支援係

☎ 042(588)4112

令和4年度 東京都子育て支援員研修
(第1期)の受講生を募集します

子育て支援員とは 東京都が定めた研修
を修了し、保育や子育て支援分野の各事業
に従事するうえで、必要な知識や技能等
を習得したと認められる方のことです。
子育て支援員として認定された方は、小
規模保育や家庭的保育、子育てひろば、

学童クラブなどの地域の子ど
も・子育て支援事業で活躍す
ることが期待されています。



対象者 都内に在住または在勤している
方で、今後子育て支援員として就業する
意欲のある方

応募期間 4月1日(金)〜15日(金)(必着)

の期間に、オンライン申込または所定の
申込書(区市町村窓口かHPで入手可)
を郵送(簡易書留)

募集コース 地域保育コース

研修実施時期等 6月から順次開始。オ
ンライン研修(二部集合研修あり)。実
施方法や日程など、研修の詳しい内容は、
募集要項またはホームページをご覧ください。

問 ▼研修の詳しい内容について

(公財)東京都福祉保健財団

☎ 03(3344)8533

東京都福祉保健

財団HP▼



▼その他、本研修制度全般について

東京都福祉保健局

少子社会対策部 計画課

☎ 03(5320)4121

(有料広告)

日の出町商工会 葬祭部

ご遺体の搬送は24時間受け付けております。

042-597-2155



病院等への寝台車でのお迎えから、ご葬儀・ご法要までお手伝いいたします。商工会葬祭部
では宗旨・宗派問わず、一般葬・家族葬・一日葬及び火葬のみも受け賜ります。尚、生花・
盛籠も承ります。事務所は日の出町役場通りグリーンプラザ内裏側です。(目印は青色の街
宣言の看板です) お気軽にご相談下さい。